

仙台法務局からのお知らせ

# 法定相続情報証明の 手続案内は 事前予約制です



## 予約申込み連絡先

仙台法務局	022-225-5767
塩竈支局	022-363-0065
大河原支局	0224-52-6053
古川支局	0229-22-0509
石巻支局	0225-22-6188
登米支局	0220-52-2070
気仙沼支局	0226-22-6692
名取出張所	022-382-3694

## 事前に予約してください！

★法定相続情報一覧図の写しの交付に必要な手続の流れ

- ① 必要書類の収集
- ② 法定相続情報一覧図の作成
- ③ 申出書の記入

※①、②、③の手続に関する一般的な案内を**予約制**で承ります。

★手続案内窓口の利用時間：平日  
午前9時～午前11時30分  
午後1時～午後4時（各支局で若干異なります。  
詳しくはお問合せください。）

★予約受付時間：平日  
午前9時00分～午後5時00分

一覧図の写しの交付申出は資格者代理人に依頼して行うことができます

### 仙台弁護士会

022-223-2383

(受付時間：平日午前9時から  
午後5時まで)

### 宮城県司法書士会

022-263-6755

(受付時間：平日午前9時から  
午後5時まで)

### 宮城県

### 土地家屋調査士会

022-225-3961

(受付時間：平日午前10時から  
午後4時まで)

### 東北税理士会

宮城県内税理士会員

### 社会保険労務士

### 日本弁理士会東北会

022-215-5477

### 日本海事代理士会 東北支部

touhoku@jmpcaa.  
sakura.ne.jp

### 宮城県行政書士会

022-261-6768

# 手続案内を

## ご利用のみなさまへ

### 1 ご利用は20分以内

1回のご利用は、20分以内です。  
次の利用者の案内のため、20分を過ぎると、  
そこで終了します。  
予約時間に10分以上遅れた場合は、キャン  
セルされたものとして取り扱います。

### 2 見本をお渡しします

法務局ホームページに掲載している情報を利用  
して手続案内を行います。  
書類の一般的な記載事項について説明します。  
法定相続情報一覧図の作成や、戸籍謄本等の収  
集手続の具体的な教示は行いません。

### 3 ご自身で作成してください

手続案内は、職員が申出前の書類に不備がな  
いか審査するものではありません。  
申出後の審査の結果、訂正や書類の追加が必  
要になることがあります。  
職員が書類に手を加えることや、具体的な事  
案に沿ったアドバイスはできません。

### 4 申請資格のない方お断り

申請人本人（親族）のご利用に限らせていた  
だきます。  
必要に応じて本人確認を行います。  
法令上代理申請を行う資格のない方はご利用  
できません。  
資格者の方は書面により照会してください。

## 法定相続情報証明制度の手続の3STEP！



法務局ホームページに  
掲載しています。



①必要書類の詳しい内容、②法定相続  
情報一覧図の記入様式、③申出書の様  
式については、法務局ホームページに  
掲載しています。

